

骨子案

資料編

Ⅰ．計画策定関係

（Ⅰ）策定委員会設置要綱

○印西市障害者基本計画、印西市障害福祉計画及び印西市障害児福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 6 月 29 日告示第 94 号
改正

平成 19 年 3 月 29 日告示第 43 号

平成 23 年 9 月 8 日告示第 131 号

平成 25 年 3 月 29 日告示第 67 号

平成 26 年 3 月 27 日告示第 25 号

平成 31 年 3 月 20 日告示第 34 号

令和 2 年 5 月 8 日告示第 107 号

令和 4 年 11 月 11 日告示第 153 号

印西市障害者基本計画、印西市障害福祉計画及び印西市障害児福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に基づく印西市障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に基づく印西市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく印西市障害児福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、印西市障害者基本計画、印西市障害福祉計画及び印西市障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、計画策定に関する調査及び研究を行い、市長に提言するものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（１）市民の代表者

（２）学識経験を有する者

（３）福祉関係団体の代表者

（４）社会福祉を目的とする事業者

（５）社会福祉に関する活動を行う者

（６）市長が特に必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の書面開催)

第7条 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議の招集が困難であると認める場合は、期日を指定して書面により委員の意見又は賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定の期日までに到着しないものは、議決の数に加えないものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めがあるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日告示第43号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月8日告示第131号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第67号抄）

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日告示第25号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日告示第34号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月8日告示第107号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年11月11日告示第153号）

この告示は、公示の日から施行する。

(2) 策定委員名簿

委員区分	氏 名	備考
市民の代表者	山口 由香里	
	劔持 賀奈子	
学識経験を有する者	松信 精一	
	齋藤 武人	
	武藤 恵美	
	山崎 博志	～令和8年3月31日
	篠宮 輝幸	令和8年7月16日～
福祉関係団体の代表	浅井 晶子	
社会福祉を目的とする事業者	山田 暁弘	
	萱場 千賀子	
	岡本 芳美	副委員長
	近藤 幸一郎	
社会福祉に関する活動を行う者	橋本 美枝	
	佐藤 直人	
市長が特に必要と認める者	杉山 光枝	
	塚田 昌幸	委員長

※委嘱期間：令和7年12月17日～令和9年3月31日

(3) 策定過程

	日程	内容
第1回	令和7年12月17日	
第2回	令和8年7月16日	
第3回		
第4回		
第5回		
第6回		

2. 計画策定のための基礎調査等の概要

(1) アンケート調査

3. 用語解説

あ行

か行

さ行

た行

な行

は行

ま行

や行

ら行

わ行

印西市障がい者プラン
第6次障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画

発行年月：2027年（令和9）年3月

発 行：千葉県印西市

編 集：印西市福祉部障がい福祉課

所 在 地：〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

電 話：0476-42-5111（代表）

0476-33-4639（直通）

F A X：0476-42-0381